

## Q：今後のごみ中継所の見通しについて

A：中継所については、広域施設の操業までに完成させたい。



福塚 実議員

### 五條駅南北道の進捗について

福塚 南北道は長年計画しているが、今現在の状況を尋ねたい。

都市整備部長 地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会において、JR五条駅東側オーバー案が有効な位置付けとしておりますが、県とのまちづくり基本構想に基づき、県有地を有効活用するため、優先して市道岡口3号線、旧岡中線、須恵1号線の整備を進めたいと考えている。

福塚 地元住民や自治会等への説明会などの対応について尋ねる。

都市整備部長 県とのまちづくり協定に基づき、旧五條高校跡の有効活用を含めた地域計画の進捗に合わせ意見をまとめ地元の皆様へ説明をしたいと考えている。

福塚 今後の見通しについて尋ねる。

### 都市整備部長

まず、優先して市道岡口3号線、旧岡中線、須恵1号線の整備を進めたい。また、五條市の玄関口にふさわしい駅周辺の整備を検討して行きたいと考えている。

福塚 南北道に対する市長の見解を尋ねる。

市長 道路整備は必要と考えている。人口減少や財政状況、課題も総合的に考えやる気をもつて取り組みたい。

福塚 現在の状況と中継所の設置について尋ねる。

産業環境部長 地元地区の

皆様と協議を重ねましたが、みどり園での操業は操業時の協定書などにより、難しくないと判断し、みどり園での

今後の処遇につきましては、他の勤務地へ配置されると聞いている。

福塚 ごみ中継所やリサイクル施設ができれば、分別も多分別になるのか尋ねる。

産業環境部長 リサイクル施設での分別業務は終了しましたが、今までどおりの分別方法であり、新たな市民の負担はございません。

用地等の諸条件に合う評価を行った上で総合判定し、優先順位を定め、交渉しているところである。

福塚 リサイクル施設やそこで働く従業員の今後について尋ねる。

産業環境部長 現在のリサイクル施設は建設から10年経過しており、建屋内の機械設備なども老朽化しており、協定の期限や費用対効果を考慮すると、平成27年度をもって終了し、新年度からは業者委託をしたいと考えている。また、従業員の

今後の処遇につきましては、他の勤務地へ配置されると聞いている。



福塚 今後、中継所設置に向けての見通しについて尋ねる。

産業環境部長 平成28年度の早い時期に用地を準備し、実施設計まで進め、平成29年度には、建設に取り掛かりたいと考えている。しかし、市民の皆様の利便性を

確保するためにもスケジュールの前倒しを行つて事業を進めたいと考えている。

市長 部長が話したように、

福塚 分別はごみの広域化で終了するが、中継所については、広域施設の操業までに完成させたいと考えている。

## 五條市全域の買物支援について



### Q：今後、買い物弱者への対応を考えているのか

A：買い物弱者や買物困難地域に対しては、必要な支援が求められると考えている。

吉田雅範議員

いて

吉田 昨年10月から行つて  
いる吉野ストアとタイアップ  
した大塔町の買物支援の  
実証実験の成果を尋ねる。

産業環境部長 ルートを決  
め大塔町全域に週1回必ず  
訪問できるようにしている。

また、見て楽しみながら買  
物ができる、住民の方々への  
憩いの場となるよう対応し  
ており、アンケートでは、  
両親の安否確認や食事の心  
配がいらず、感謝している  
とお言葉をいただいている。

吉田 今後、西吉野町や交  
通弱者、買物弱者への対応  
を考えているのか。

産業環境部長 買物支援事

業を実施するには、地元の  
理解・協力がないと、移動  
スーパーを稼働させること

は困難である。近くにお店  
がある周辺などは慎重な対  
応が求められ、買物弱者や  
買物困難地域に対しては、市  
必要な支援が求められると  
考えている。

## 五條市土地等の埋立て規制 の条例制定について

吉田 昨年9月議会で条例  
制定に向け決議が可決され  
たが、その後の進捗につい  
て尋ねる。

産業環境部長 議会の決議  
を受け、他の自治体との聞  
き取りや顧問弁護士等への  
相談を重ね条例案の作成を  
開始し、現在は、条例違反  
に係る罰則規定について検  
察庁との協議と同時に、施  
行規則、指導要綱、手引き  
等運用面などを点検してい  
る。

吉田 条例制定に向けての  
時期と健全な事業者、特に  
農地規制について尋ねる。

産業環境部長 条例は平成  
28年6月定例会に提出を予  
定しており、農地規制につ  
いては農業委員会で協議を行  
い、必要に応じ規制の対  
象から除外する予定である。

吉田 新たに他の自治会か  
ら要望が出ているので、市  
民が安心・安全に住めるま  
ちとなるようお願いする。

## 五條高等学校賀名生分校魅 力化推進事業について

吉田 賀名生分校の現状と  
事業について尋ねる。

教育部長 農業科と家政科  
の昼間定時制高校で、全校  
生徒35名で定員の3分の1  
である。

魅力化推進事業は、地域  
農業の振興や担い手育成の  
観点から、昼間定時制を維  
持しながら農業科のみの単  
独校を目指し、他府県から  
も出願できる全国募集を取り  
入れた事業である。

吉田 教育の特色や支援団  
体について尋ねる。

教育部長 教育の特色は、  
①特色ある教育課程の編成  
②地域と連携した実践的な  
学習③就業体験など将来の  
就農に役立つ3つの活動で、  
支援団体については、地元  
農業経営者、県農業大学校、  
県農林部局所管の研究機関  
などを考えている。

吉田 新たに他の自治会か  
ら要望が出ているので、市  
民が安心・安全に住めるま  
ちとなるようお願いする。

30年度入学者選抜から考  
えおり、そのため、五條病  
院看護師寮を寄宿舎として  
平成29年度中に改修工事を  
行う予定である。

## 生活安全・交通安全対策につ いて

吉田 防犯を考えたときに  
本市には防犯カメラが少な  
いと思うが、今後設置する  
予定はあるのか。

危機管理監 2箇所を予定

している。また、自動販売  
機の設置に伴うまちなか防  
犯に自治会の協力で1箇所  
設置している。現在、2自  
治会から申出を受けており、  
今後、個人情報なども整理  
しながら対応したい。

吉田 自治会の要請に対す  
る補助金はあるのか。

危機管理監 補助の制度化  
はなく、民間活力を活用し  
た対応をお願いしている。

吉田 ドライブレコーダーと  
同様に防犯カメラ設置にも  
補助金を出し、まちの安心・  
安全に対応願いたい。

## Q: 大塔町の復興・振興について



A: 道の駅トイレの本格改修計画を進めている。

牧野雅一議員

### 大塔町の復興・振興について

牧野 9月・12月定例会に  
「地域振興」で答弁いただ

いた、「誘客促進の仕掛けづくり」、「老朽化施設等の整備」、「公共施設の有効活用」等について、現在の取組状況を尋ねる。

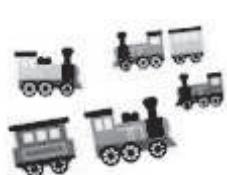
大塔支所長 辻堂バイパス

が部分開通することにより狭い区間が少なくなり、安心して通行できる安全な

『命の道』として整備され、多くの観光客が大塔町を訪れてくれることが予測され、

道の駅トイレの本格改修計画を進めている。

道の駅トイレは老朽化が著しく暗いイメージで、衛生的にも、十分な状況にない。来訪者に対し不快な印象を与えることなく、おもてなしの精神に基づいて取り組むことが地域振興につながると考



牧野 理事 國土交通省が創設した「シビックコア地区整備制度」地区事例は、全国で18地区があり、その全てにおいて街路事業が組み定めるまちづくりの基本方針に沿つて、行政施設や民

間建築物等を含めた地区を形成することにより、そこで暮らす人々により便利な行政サービスを提供するとともに、地域の顔となるような新しい魅力とにぎわっておりました。同じ168号沿いで西吉野町から大塔町へと官と民が一体となつて地域資源の発掘に取り組み、地域の活性化、振興につなげられますことを積極的な姿勢をもつて取り組まれることをお願いする。

### シビックコアの形成について

える。専用道城戸周辺において「君のミニ列車を幻の五新鉄道で走らせよう」というイベントが開催され約千人の方が訪れにぎわつておりました。同じ168

号沿いで西吉野町から大塔町へと官と民が一体となつて地域資源の発掘に取り組み、地域の活性化、振興につなげられますことを積極的な姿勢をもつて取り組まれることをお願いする。



(國土交通省シビックコア地区整備制度のイメージ図です)

【その他の質問】  
①繰越事業の現状と問題点について  
②職員の現状と新規採用について  
③遊歩道付きの道路整備について  
④無電柱化事業構想について  
⑤公共事業(国・県の協力体制について)  
⑥消防団の条例について

るほど地区外のアクセスへと直線での接続を重視されている。また計画においても「地区整備の基本方針」「官公庁施設、民間建築物等の配置及び連携」「空間構成、景観形成及び緑化修景」「関連都市整備事業」「概ねの時期」等々を策定しております。

し「官庁施設整備10箇年計画」を添え地方整備局の同意を得なければならず、あまりにも構想計画が乏しうさぎ。せっかく良い発案なのですから様々な協議をし実現可能な計画を立て、我々議会にもお示しいただきより多くの市民の皆様の理解を得て、皆の考え方・想いを一つに取り組める環境の構築をお願いする。

## Q：新庁舎建設予定地周辺道路アクセスについて

A：駅前広場の整備や周辺道路の整備等を県と協働して、実現に向けて進めてまいりたい。

宗部 康寛 議員



### 新庁舎建設予定地周辺道路 アクセスについて

### 岡口6号線から、本町6号線 線の拡張計画について

**宗部** 奈良県とのまちづくり協定に基づくJR五条駅周辺整備についての進捗状況及び今後の展開を伺う。

**都市整備部長** 旧五條高校跡周辺については、シビックコアの形成と周辺地域の活性化としている。JR五条駅周辺地区について、駅前広場の整備や周辺道路の整備等を県と協働して、実現に向けて進めてまいりたい。

**宗部** 旧五條消防署前の310号から旧岡中線に抜けルートが改良されることにより、本町・釜窪から岡口・須恵へのアクセスが容易になり、利便性も高まり、地域間交流も深まる。大変費用対効果の高い計画であると思う。市役所の位置を変更する条例制定が今議会に上程されており、特に310号からのアプローチ道路としては、再整備可能な現市道であると考えるが、今のところ約370メートルに関しては計画未定であるが、説明を願う。



して有効となるものではあるが、市道岡口3号線の新設改良が喫緊の事業であると考える。市道須恵1号線の改良事業についても、優先すべき路線と考えている。

**宗部** 県とのまちづくり協定に基づく整備計画の改良事業が最優先ということは承知した。岡口6号線と本町6号線をいかに改良するのか。早急な整備計画が必要ではないのか。この路線の事業費については概算の試算はされているか。



**都市整備部長** 旧五條高校跡の有効活用の観点から、310号からのアクセスとてまいりたい。

**都市整備部長** 本路線の事業費は現在未定である。

**宗部** 特化した箇所ではな

く、全体的な予算の試算や用地交渉等、相当な年月が掛かる。地権者の方々や隣住民の方々の協力が必要なことも承知している。現市道を少し改良するだけで、必要最低限の道は確保される。310号からのアプローチも容易となる。今後、県とのシビックコア形成という計画の中で、新庁舎がこの場所に移せるかどうかの大変重要な場面だと、私は思っている。アプローチ道路については、市民に説明のできる計画案を提供願いたい。

議員は市民の声を市政に反映すべく発言しているのですから、その声を市政運営に反映し、市民の皆様方に深くご理解いただけるよう、五條市と市民とが、まちづくり協定を結ぶことができるように計画を提案していただけますことを、ご期待申し上げる。

## Q: 窓口負担無料化実施とペナルティ廃止要請について

A: 県へ要請し、近畿都市国民健康保険者協議会等を通じて国へ要請を行っている。

大谷龍雄議員



子供医療費の窓口負担無料化実施と実施自治体への政府のペナルティ廃止要請等について



大谷 子育て世帯の実態について、山形大学の戸室健作准教授の調査結果によると、生活保護費以下の収入での子育て世帯が日本全体では13・8パーセントとなつていて、奈良県は11・7パーセントである。奈良県と五條市は今年度の予算で中学校卒業までの入院費と通院費を無料にする予算を計上し努力してくれているが、病院窓口でのいつたん全額支払いが大変な負担になつていている。



すこやか市民部長 子供医療費の窓口での現物給付化



2. 核兵器廃絶と軍備縮小を目指す世界の動きから考えた安全保障関連法（戦争法）廃止と陸上自衛隊の駐屯地とヘリポート誘致の見直し及び防衛省自衛隊からの個人情報の閲覧及び提供、要請に対する対応について

（無料化）については、奈良県医師会等の関係団体や県下市町村の意思統一と関係機関による協議・検討を行わなければいけないと考えます。

政府による国民健康保険国庫負担金の減額調整廃止については、市長会等を通じて奈良県へ要請し、近畿都市国民健康保険者協議会等を通じて国へ要請を行っている。



料化を実施することが重要な子育て支援ではないか。

同時に窓口負担無料化を実施している自治体に対し政府は国民健康保険財政調整交付金を削減するペナルティを掛けているが、これをなくすよう、全国の自治体と共に強い要請を行うべきではないか。

さらに、子供医療費の無料化に對して、政府は支援をしていませんので、小学校就学前までの子供医療費無料化を政府として実施するよう強く要請るべきではないか。

1. 吉野郡での地震の多發や南海トラフ地震及び豪雨を想定した災害防止対策の強化について

以上の質問とともに、次の質問も行いました。

# 総務文教常任委員会

3月定例会で本委員会に五條市役所の位置を変更する条例の制定、五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定、五條市一般会計補正予算ほか計11議案が付託され、審査の結果、採決を行いました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

ていき、その後検討していく。

**委員** 岡口3号線、須恵1号線が完成する確約は。

**答弁** 旧岡中線、岡口3号線は、新庁舎完成時には完成できるよう努力し、確実なものにしてまいりたい。

**委員** 五條市のシビックコアの形成について尋ねる。

**答弁** シビックコアの形成としては、本来であれば、周辺地区も含めたということになるが、進度の上がっているものとそうでないものが混在している状況である。合併特例債の期限等もあり庁舎等の話が先行している要素があり、出先機関の再編という奈良県の話とあいまって加速化した部分がある。今後、奈良県との個別協定に向けて道路整備は大事であり、はつきりしている五條高校跡地に加えて徐々に進めていけるようにと思っている。

**委員** 子供を預ける保護者の意見を聞いてもらいたい。

**答弁** 第7条で関係者の意見聴取というところで形を変えた意見を聞きたいと考えていており、その後は、直接地域の意見を聞いていく機会を設けようと考えている。

限で進めていくということである。ただし、財源のこともやつていかなければならぬ。また、南北道のこともあるので全体的、総合的な判断をして進めていることを御理解いただきたい。

## 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について

**委員** 各区分ごとの委員数は、保護者及び地域住民を代表す

る者が各5名から7名、学校を代表する者が2名から4名、その他の教育委員会が必要とする者と考へている。

**答弁** 基準日となる平成27年1月1日に五條市に住民票があり市民税が非課税かつ平成28年度中に65歳以上になる方のうち、課税者の被扶養者及び生活保護を除いた方が対象となり、対象者は4,781人を見込んでおり、支給対象者一人につき3万円の給付を予定している。申請期間は、4月下旬から3箇月間で社会福祉課の横に特設受付を設置する予定である。

は。1月1日に五條市に住民票があり市民税が非課税かつ平成28年度中に65歳以上になる方のうち、課税者の被扶養者及び生活保護を除いた方が対象となり、対象者は4,781人を見込んでおり、支給対象者一人につき3万円の給付を予定している。申請期間は、4月下旬から3箇月間で社会福祉課の横に特設受付を設置する予定である。

**五條市役所の位置を変更する条例の制定について**

**委員** 現在の市庁舎の現状は、本庁舎は54年が経過しております、耐震補強等は実施していない状況である。

**答弁** 五條高校跡地の面積は、全体面積が1万9,572.62平方メートルあり、駐車場を含めた市庁舎建設に活用する敷地面積は7,800平方メートルである。

**委員** 国道310号からのアクセス道路の必要性は。

**答弁** まずは、旧岡中線、岡口3号線の整備を確實にやつ

**答弁** 当然トップとしての権

**委員** 臨時福祉給付金の内容

**正予算(第5号)議定について**

## 五條市の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議

今定例会において、奈良県と五條市のまちづくり基本協定により、五條市役所の位置を旧五條高校跡地へ変更する条例が上程されました。移転に関しましては、所管する新庁舎建設特別委員会や関係するところで協議がされてきました。

旧五條高校跡地へ新庁舎を建設するには、合併特例債の期限からして、庁舎の建設とそれに必要な市道岡口3号線の建設及び市道旧岡中線の拡幅が必要です。

また、これまでの委員会等で意見が出ている国道310号から旧五條高校跡地へのアプローチ道路の整備や周辺整備、現庁舎の跡地活用等が重要視されるべきであり、市民が安全に安心して生活できるためには、早期完成を目指すことが必要不可欠であると考えます。

今後、県とのまちづくり協定を基に、新庁舎建設に向けては、一人でも多くの市民の皆様に十分説明できる計画をお示しいただき、関係機関並びに議会が一丸となって様々な角度から協議を重ね、より市民に愛される新庁舎となりますよう事業を進めることを求めるものである。

以上、決議する。

平成28年3月22日

新庁舎建設特別委員会

委員長 吉田 雅範



# 厚生建設常任委員会



**五條市子ども医療費助成条例の一部改正について**  
委員 窓口で支払う金額等は。  
**答弁** 市内、市外、県外とも1医療機関、1箇月500円の負担である。

**五條市子ども医療費助成条例の一部改正について**  
委員 窓口で支払う金額等は。  
**答弁** 訴訟等を起こし退去了れた2名である。

**五條市子ども医療費助成条例の一部改正について**  
委員 明渡し請求をした人数は。  
**答弁** 訴訟等を起こし退去了れた2名である。

**五條市子ども医療費助成条例の一部改正について**  
委員 情状酌量する場合は。  
**答弁** 例えば、滞納家賃全額を支払われたり、暴力団員でなくなりたと判明した場合などが考えられる。

**五條市子ども医療費助成条例の一部改正について**  
委員 徴収率は。  
**答弁** 徴収率は86.48パーセントである。

おとう条例の廃止、五條市下水道事業特別会計補正予算ほか計11議案が付託され、審査の結果、採決を行い可決されました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

五條市子ども医療費助成条例の一部改正、五條市下水道事業特別会計補正予算など、15件を見込んでいます。

**委員** 新たな対象者の人数は、中学生の通院対象者750名、今年の8月から半年間で2,150件を見込んでいます。

**委員** 財源は。  
**答弁** 子ども医療費助成の事業費1,916万円であり、県の助成が297万8,000円である。



**五條市営住宅条例の一部改正について**  
委員 窓口で支払う金額等は。  
**答弁** 市内、市外、県外とも1医療機関、1箇月500円の負担である。

**五條市営住宅条例の一部改正について**  
委員 明渡し請求をした人数は。  
**答弁** 訴訟等を起こし退去了れた2名である。

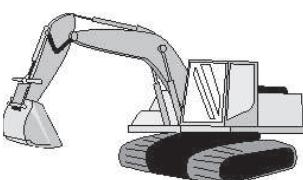
**五條市営住宅条例の一部改正について**  
委員 情状酌量する場合は。  
**答弁** 例えば、滞納家賃全額を支払われたり、暴力団員でなくなりたと判明した場合などが考えられる。

**五條市営住宅条例の一部改正について**  
委員 徴収率は。  
**答弁** 徴収率は平成26年度末の残債はある。

**五條市立デイサービスセンターについて**  
**委員** 被災前の利用者数及び被災後の対応について尋ねる。被災前は、1日3人から5人の利用で週2回デイサービスを実施しており、平成24年6月からは、ふれあい交流館において一般財団法人大塔ふる里センターがデイサービスを行っている。

**委員** 跡地利用は。  
**答弁** 大塔復興支援と地域産業の活性化を図る目的で現在検討しているところである。

**平成27年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について**  
**委員** 工事の概要について尋ねる。  
**答弁** 場所は野原西2丁目の南都銀行野原出張所からJAならん野原支店に通じる一方通行の道路であり、250メートルに下水道管を埋設する工事である。10月に発注をしたが、水道管の仮設工事や一方通行解除のため警察との協議、また、バス路線となつており通常は1日8時間工事をするが、7時間に制約されたこと等により繰越しするものである。



**委員** 計画性をもつた工事発注をしてもらいたい。

**委員** 建物に対する償還金の上は出ると聞いている。

**委員** 金額については正式な査定が出ていないが1億円以上は出ると尋ねる。

**委員** 建物に対する償還金の残額は。



## 平成28年第1回3月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成    ●=反対    欠=欠席    長=議長

議案名	養 田 全 康	平 岡 清 司	牧 野 雅 一	宗 部 康 寛	吉 田 正	窪 佳 秀	岩 本 孝	福 塚 実	山 口 耕 司	吉 田 雅 範	益 田 吉 博	大 谷 龍 雄	議 決 結 果	
五條市役所の位置を変更する条例の制定について※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議について	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	●	○	○	○	長	○	●	○	●	○	○	○	●	可決
児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決
軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書について	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	欠	可決

※1：市役所の位置を変更する条例を制定する場合は、地方自治法第4条第1項及び第3項の定めにより、議会において出席議員の三分の二以上の同意が必要とされております。これを「特別多数議決」と言います。

五條市の議員定数は12名、本会議の採決では、12名全議員が賛成をして可決されました。

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
専決処分の報告、承認を求ることについて (五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)	地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布され、市税の減免申請に急を要したため(公布の日から施行)
五條市行政不服審査会条例の制定について	行政不服審査法の規定に基づき、法の規定によりその権限に属する事項を処理するための機関の組織及び運営に關し必要な事項を定めるため (平成28年4月1日から施行)
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	行政不服審査法の施行に伴う規定の整備を行うため (平成28年4月1日から施行)
五條市職員の退職管理に関する条例の制定について	地方公務員法の一部改正に伴い、五條市職員の退職管理に關し必要な事項を定めるため (平成28年4月1日から施行)
五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について	市内小中学校の学校規模、配置、通学区域等及び教育内容の適正化を推進、実施するための五條市学校適正化推進実施委員会を設置するため (平成28年4月1日から施行)
五條市農業委員会の職員に関する条例等の一部改正について	農業委員会等に關する法律の一部改正に伴う文言の整理を行うため(平成28年4月1日から施行)
五條市職員定数条例の一部改正について	農業委員会等に關する法律の一部改正等に伴う文言の整理を行うため(平成28年4月1日から施行)
五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに行政不服審査法が施行されることに伴い、所要の改正を行うため(平成28年4月1日から施行)
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うため (平成28年4月1日から施行・経過措置)
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	地方公務員災害補償法施工令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行うため (平成28年4月1日から施行・経過措置)